

令和6年度教育実習について

1. 教育実習生の受け入れ用件

- (1) 教育実習生として心身ともに健康状態が良好であること
- (2) 原則として本校卒業生であること

※ 上記の原則から外れる場合は、協議し、受け入れの可否を決定します。なお、教育実習を承認された後においても、教育実習生としてふさわしくない行為があれば、これを取り消すことがあります。

2. 教育実習期間と時期

- (1) 期間 2週間または3週間

※ ただし、3週間の実習はそれが必要な場合に限ります。

- (2) 時期 令和6年6月5日（水）から6月25日（火）まで（予定）

※ 上記の時期に実施できないやむを得ない事情がある場合は、その旨、本校に相談してください。別の時期に実習を認める場合があります。

3. 申込受付期間

- (1) 電話による仮申込受付 令和5年4月3日（月）～令和5年8月22日（火）

※ 午前9時～午後4時半（休日を除く）

※ 本申込の来校日時予約も行います。

- (2) 来校による本申込受付 令和5年7月3日（月）～令和5年8月22日（火）

※ 午前9時～午後4時半（休日を除く）(1)の期間に要電話予約。

※ 下記4の申込書類の提出、諸連絡などを行います。

※ 電話による仮申込の後、本申込を行わない場合は、早急に電話で連絡してください。

4. 申し込みに必要な書類等

- (1) **令和5年度教育実習申込書**（別紙をプリントアウトして利用してください。）

- (2) **返信用封筒2通**（内諾、承認通知用・長形3号）

※ それぞれの封筒に大学の担当部署を表書きし、84円切手を中に入れてください。

- (3) 所属大学から本校宛の教育実習に関する書類

※ 所属大学からの書類がある場合のみ提出してください。また、事前に必要事項を記入しておいてください。

5. 本申込以降の流れ

(1) 審査

※ 申込み期間終了後、令和5年10月中旬までに教育実習生受入れの審査を校内で行います。

(2) 受入れ内諾

※ 受入れを内諾した者には、令和5年10月末日までに、各所属大学宛に、「教育実習受入れ内諾書」を送付します。申し込み者本人への連絡はしないので、令和5年11月9日（木）以降、大学の担当者に確認してください。

(3) 受入れ承認（正式決定）

※ 岐阜県教育委員会の承認の後、令和6年3月29日（金）までに、各所属大学宛に「教育実習生受入れ承認（不承認）通知書」を送付します。申し込み者本人への連絡はしないので、4月には大学の担当者に確認してください。（不明な点があれば、本校に問い合わせてください。）

(4) 事前打合会

※ 正式に承認された実習生に対して、事前打合会を教育実習開始日の前日に本校で行います。
※ 正式な実習期間および事前打合会の日時は、大学に送付する「教育実習生受入れ承認書」（5の(3)参照）に付記しますので、大学から本人に連絡がある際、確認してください。

6. その他

- 「教育実習申請書」による本申込後、申込内容の変更や辞退等が生じた場合は、早急に電話で連絡の上、その旨を本校の教務主任宛に文書で提出してください。
- 「事前打合会」には、必ず出席してください。無断で欠席した場合は、受入れを取り消すことがあります。また、実習に必要な教材等はこの日に一括して配付します。それまでに特別な準備は必要ありません。
- 服装は、実習生として相応しいものを準備してください。自家用車による登校はできません。

問い合わせ先

担当 教務部 教育実習係（棚橋）

電話 058-251-1234（岐阜高校）